

令和5年度 事業計画書

社会福祉法人 那珂川市社会福祉協議会

令和5年度 社会福祉法人那珂川市社会福祉協議会 事業計画

1. 基本方針

那珂川市社会福祉協議会(以下「社協」という。)は、第2次那珂川市地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)の基本理念である「だれもが安心して住み続けられるぬくもりのある福祉の地域づくり」の実現を目指し、活動計画、法・委託事業計画及び自主事業計画の推進、充実等に努め、地域、住民、行政及び様々な団体と協働してあらゆる地域生活課題への対応及び地域における住民ニーズに即した在宅福祉サービス等の充実等に努め、地域のつながりの再構築(包括的な支援体制づくり)の取り組みを進めるとともに、「地域共生社会」の実現に取り組みます。

2. 重点目標

○活動計画

<人と人がつながる地域づくり>

(1) 住民参加の地域福祉及び地域包括ケア並びに包括的な支援体制づくりの推進

制づくりの推進

人と人とのつながりを強め、「顔のみえる」関係のできる地域づくりを推進します。

① 地域福祉活動推進事業

だれもが地域でいきいきと自立した生活を送れることを目指し、共に支え合い、助け合いの地域づくりを進める。

② 地域包括ケア体制事業(生活支援体制整備事業)

だれもが住み慣れた地域でいきがいをもって生活を続けられるよう地域の実情に合わせた支え合いの体制づくりの構築を目指す。

③ 包括的支援体制事業

だれもが住み慣れた地域で暮らし続けるために、全世代型・包括的な支援の仕組みづくりなどを進める。

(2) 地域福祉活動の充実・拡大のための財源確保

地域福祉活動の財源である社協会員制度における会費の充実及び共同募金運動における募金の充実並びに新たな財源の確保に努めます。

① 地域福祉活動財源確保事業

地域福祉活動の財源である社協会員制度の推進及び共同募金運動の啓

発、促進を図るとともに、その用途を明確にし、広く住民に知らせ、理解を求める。また、新たな活動財源の確保を推進する。

<安心して暮らす地域づくり>

(1) 災害時の連携・協力体制づくり

平常時から市や近隣市社協等との連携・協力体制づくりに努め、災害時における対応能力の向上を図ります。

- ① 福祉避難所事業
災害時に高齢者、しょうがい者、妊産婦、乳幼児など特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所を市と連携して運営を行う。
- ② 災害ボランティアセンター事業
災害時に市の災害対策本部からの要請により、災害ボランティアセンターを設置し、市や県・近隣市社協と連携して運営を行う。

(2) 地域における公益的な取り組みの協働・展開の推進

地域の社会福祉法人と協働し、それぞれの専門性及び資源を活かした展開や支援を推進します。

- ① 生計困難者に対する相談支援事業
那珂川社会福祉法人協議会と連携し、生計困難者に対して相談支援を行い、公的制度につなげるために、公的制度が即応できない臨時的又は緊急的なニーズに対して一時的な経済的援助を行う。

(3) 権利擁護事業の拡充

地域住民のあらゆる地域生活課題を受け止め、地域での生活支援に向けた相談・生活支援体制づくりや判断能力が十分でないため、日常生活に困っている方に対して、自立した地域生活が安心して送れるように福祉サービス等の利用援助を行います。

- ① よろず相談事業
住民の様々な生活課題に対して、適切な助言、援助、支援及び専門機関との連携を行い、住民の自立支援等を推進する。
- ② 福祉サービス利用援助事業
住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らしていくために、認知症、知的しょうがい、精神しょうがいなどで、判断能力が十分でない方に対し、福祉サービスの利用、日常的金銭管理等を援助する。

(4) 情報発信の充実

地域での福祉活動、福祉サービス及び地域課題についての情報を広く住民に知らせるとともに、社協や民生委員・児童委員等の認知度を図ります。

- ① 広報・啓発活動事業

地域での福祉活動、福祉サービス、地域の課題などを広く住民に知らせていく。

<いきいきと暮らす地域づくり>

(1) 健康づくりと介護予防

住民互助や民間サービス等との連携を通じ、要介護状態になっても住み慣れた地域でできる限り自立した生活を送れる地域の実現を目指します。

- ① 一般介護予防事業
住み慣れた地域でできる限り自立した生活を送れるよう介護予防教室等の開設を行う。
- ② 介護予防健康づくり事業
介護予防につながる運動等の場の設置を行う。

(2) ボランティア活動

だれもが自分のできることを活かせる地域を目指して、地域の中で活躍できるようなきっかけづくり、場の提供やつながりづくり、ボランティア活動の相談支援、ボランティア団体等の活動・運営を支援します。

- ① ボランティアの育成と活動推進事業
地域で活躍できる人材を増やしていくために、ボランティアをしたいという人が気軽に参加できるようにボランティア講座を実施し、ボランティア活動を円滑に行うためにボランティア活動保険及びボランティア団体が継続的に活発な活動を行うことについての情報提供を行う。
- ② ボランティア支援センターの共同運営事業
地域及びボランティア団体等と協力して、福祉ニーズを把握し、地域の福祉課題を明らかにし、住民とともに福祉課題の解決に向けて地域福祉活動を推進する。

○法・委託事業計画

(1) 在宅福祉サービス等の充実

「住み慣れた地域で暮らし続けたい」という気持ちを大切に、支えられる地域づくりを推進し、在宅福祉サービス等の充実に努めます。

- ① 介護保険事業
介護保険法に基づく介護保険事業の運営、管理を行う。
- ② 障害福祉サービス事業
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の運営、管理を行う。
- ③ 配食サービス事業
那珂川市配食サービス事業実施要綱に基づき、高齢者等の健康と自立

した生活の向上を図る。

(2) 地域包括ケア体制の推進

地域包括ケア体制の推進を目指します。

- ① 生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター事業)
地域にあるさまざまな活動や支え合いを発掘・発信し、また、住民・専門職・機関・企業などをつなぎ、支えあい活動と制度のサービスが有効につながるように働きかけ、多様な主体による生活支援サービスの提供体制の構築を目指す。
- ② 地域包括支援センター事業
那珂川市包括的支援事業等の実施に係る方針に基づき、業務の円滑で効果的な実施を目指す。

(3) 福祉センターの充実

子どもから大人までが憩いの場として利用できる地域福祉の拠点としての福祉センターの充実を目指します。

- ① 福祉センター指定管理事業
令和3年度から令和7年度の5年間、市から福祉センターの指定管理を受けているので、福祉センターの管理運営の充実に努める。

○自主事業計画

(1) 相談・貸付の充実

広く住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助を行うとともに、低所得者等の生活の安定を図るなどの支援を行うことで地域住民の福祉の増進を図ります。

- ① 心配ごと相談事業
日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助を行うことで地域住民の福祉の増進を図ることを目的とし、社協が気軽に相談できる窓口であることを住民に周知する。
- ② 資金の相談・貸付事業
低所得者等の生活の安定を図るなどの支援を総合的に行う。

(2) 組織・職員スキルの向上

職員の業務事務の円滑化、責任の明確化及び職員間の連携並びに職員の育成体制の構築を図り、組織・職員スキルの向上を目指します。

- ① 組織スキル向上事業
組織スキルの向上を図るため、人事施策、人事管理、人事労務等の仕組みづくりを進めるとともに、中間管理職の組織体制の構築と育成を図る。

- ② 職員スキル向上事業
職員スキルの向上を図るため、職員研修等の充実を図る。

(3) 事業運営の透明性等の向上

事業運営の透明性の向上を図るため、文書管理システムの確立に努め、情報開示制度の導入と良質なサービスを提供します。

- ① 文書管理システム事業
社協の公文書を適正かつ円滑に管理する仕組みづくりを目指す。
- ② 情報開示制度事業
社協が保有する情報の開示に関し、公正で透明性のある運営を推進する。

(4) 法人運営事業

社会福祉法人制度改革の推進のため、社協経営組織の役割の明確化及び財務関係の適正かつ公正な支出管理等を図るとともに、令和6年度に法人化50周年を迎える記念式典の準備を進める。

- ① 法人運営事業
社協の理事会、評議員会等を適切に運営する。
- ② 法人化50周年記念式典事業
50周年記念式典を適切かつ円滑に遂行するため、計画的に準備を進める。

3 実施事業計画

○活動計画

＜住民参加の地域福祉及び地域包括ケア並びに包括的な支援体制づ

くりの推進＞

1 地域福祉活動推進事業

- (1) 福祉ネットワーク推進地区支援事業
ふれあいサロン、子育てサロンの支援や福祉委員長会を開催するとともに、各行政区の福祉活動に対する支援を行う。
- (2) 福祉出前講座事業
住民が集まる会合等に職員を講師として派遣し、地域福祉に関する学習やレクリエーション・健康体操などを行うことで、地域で支え合う地域づくりと健康づくりを行う。
- (3) 高齢者福祉事業
高齢者になっても住み慣れた地域で自分らしく生きがいを持って暮らし

- ていけるように支援を行う。
- (4) 児童福祉事業
子どもたちが、福祉教育サポーターの支援のもと、福祉を知るきっかけをつくることで、「思いやり」や「お互い様」の気持ちを知る機会をつくるため、福祉教育事業などを行う。
 - (5) 一人親家庭福祉事業
様々な事情で、一人親家庭が増加している。市内の一人親家庭福祉団体の活動支援を行う。
 - (6) 心身しょうがい児・者福祉事業
しょうがいがあることでの「暮らしにくさ」「生活のしづらさ」を知り、理解を深めることで、しょうがいがあっても住みやすい地域づくりを目指すため、たけのこクラブ、バンブーカフェ、精神保健福祉講座などを行う。
 - (7) 在宅福祉事業
だれもが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける地域づくりのための支え合いの仕組みを構築するため、特約訪問・通所介護、緊急時等短期家事・介護サービス、にこにこお助けサービスなどを行う。
 - (8) 福祉バス運行事業
福祉関係団体及び地域福祉活動に対する福祉バスを運行する。
 - (9) 地域づくり事業
地域の中の様々な福祉課題について「他人ごと」ではなく、「自分ごと」として考える機会をつくり、地域全体でお互い様といえる関係づくりが出来るように、地域福祉を考えるつどい、ボランティアフェスタ支援、人権フェスタ共催及び在宅介護者支援事業を行う。
- 2 地域包括ケア体制事業(生活支援体制整備事業)
住み慣れた地域で生きがいを持った暮らしのできるよう地域における支え合いの体制づくりの推進を行う。
 - 3 包括的支援体制事業
全世代型・包括的な支援の仕組みをつくるとともに、地域の福祉ニーズに合わせた講座の企画・運営、福祉活動の支援者等の育成に取り組むために、生活圏域を担当する地域福祉コーディネーターの配置を行う。

<地域福祉活動の充実・拡大のための財源確保>

- 4 地域福祉活動財源確保事業
 - (1) 社協会員制度推進事業
住民の会費により、地域福祉の推進に必要な地域活動を支援するため、広報啓発推進、会費運営推進及び組織体制充実事業に取り組む。
 - (2) 共同募金運動推進事業
共同募金により、高齢者、しょうがい者、子どもたちなどへの地域の福祉活動や福祉団体などを支援するため、募金運営推進、広報・啓発推進及び組織体制充実事業に取り組む。
 - (3) 共同募金運動活性化事業

共同募金運動の充実のため、募金活動の活性化に取り組むため、寄附つき商品開発及びイベント開催事業を行う。

(4) 歳末たすけあい運動推進事業

共同募金運動の一環として、地域生活課題に対応するとともに、だれもが安心して年末の時期を過ごすことができる財源となる年末たすけあい運動(12月1日から12月31日)の取り組みを検討するために調査、研究を進める。

<災害時の連携・協力体制づくり>

5 福祉避難所事業

災害発生時、いかなる場合でも福祉避難所を開設できるように、職員の研修及び避難所に必要な資材等を市と協議して準備を進めるため、福祉避難所設置準備及び運営事業などを行う。

6 災害ボランティアセンター事業

災害発生後、市の災害対策本部から、いかなる場合に災害ボランティアセンターの設置の要請があっても、同センターが設置できるように、職員の研修及び同センターに必要な手配や資材等を市や県社協と協議して準備を進めるため、同センター設置準備及び運営事業などを行う。

<地域における公益的取り組みに向けての協働・展開の推進>

7 生活困難者に対する相談支援事業

(1) ふくおかライフレスキュー事業

生計困難者に対する相談支援事業を行うため、福岡県社会福祉協議会等が主管する「ふくおかライフレスキュー事業」に参画し、那珂川社会福祉法人協議会、市等と連携する。

(2) 法人協議会支援事業

市内の社会福祉法人が相互に情報交換を行い、幅広く地域の福祉ニーズや福祉課題を受けとめ、連携・協働しながら社会貢献事業の取り組みを考える場をつくる。

(3) アウトリーチ事業

地域に出向いていくことで、公的制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組む。

<権利擁護事業の充実>

8 よろず相談事業

地域住民が気軽に相談できるよろず相談員を配置し、相談窓口の充実を目指すため、よろず相談運営事業などを行う。

9 福祉サービス利用援助事業

(1) 日常生活自立支援事業

認知症、知的しょうがい、精神しょうがいなどで、判断能力が十分でない方に対し、福祉サービスの利用、日常的金銭管理を援助し、あわせて、事業を支える生活支援員の養成を行う。

(2) 成年後見制度啓発事業

住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らしていくために、認知症、精神しょうがい、知的しょうがいなどで、判断能力が十分でない方も自分自身の暮らし方を自分で当たり前のように決めていける地域づくりを目指す。

(3) 成年後見制度促進体制構築事業

成年後見制度の促進を図るため、地域連携ネットワークの構築に向けた検討を進める。

<情報発信の充実>

10 広報・啓発活動事業

(1) 社協だより発行事業

住民にわかりやすく、見やすく、手に取っても読んでもらえるように社協だよりの充実を図る。

(2) ホームページ・SNS 更新事業

社協事業をより早く、広く、多くの人にPRしていく。

(3) 調査・研究活動事業

住民の福祉ニーズを把握し、また、解決するためにはどんな方法や手段があるかを検討する。

(4) パンフレット作成事業

社協事業の内容や役割の周知を目的としたパンフレットを作成する。

<健康づくりと介護予防>

11 一般介護予防事業

高齢者を対象に、介護予防教室を通じて健康づくり、仲間づくり及び生きがいづくりを促進するため、いきいきリフレッシュ教室事業などを行う。

12 介護予防健康づくり事業

介護予防につながる笑って健康づくり事業を行う。

<ボランティア活動>

13 ボランティアの育成と活動推進事業

ボランティア情報等の発信支援、ボランティア育成とスキルアップ支援、活発なボランティア活動を行うための団体支援などを行う。

14 ボランティア支援センターの共同運営事業

市、NPO、社協の3者でボランティアが活動しやすいボランティア支援センター運営を行う。

○法・委託事業計画

<在宅福祉サービス等の充実>

15 介護保険事業

(1) 訪問介護事業

指定訪問介護事業所において、要介護者の心身の特性を踏まえて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、利用者宅において入浴、排せつ、食事等の介助、調理・洗濯・掃除等の生活援助、外出介助、その他生活全般にわたる援助を行う。

(2) 通所介護事業

指定通所介護事業所において、利用者に対し、通所介護計画に基づき通所介護サービスを提供することにより、その利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するとともに、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

(3) 居宅介護支援事業

指定居宅介護支援事業所において、介護保険認定を受けた利用者への専従介護支援専門員が利用者の自立支援のため、より充実したケアプランの作成に努め、利用者の希望や自己負担及び介護給付の上限を踏まえてサービス計画の調整を行い、特定事業所加算Ⅱ算定事業所としての機能、運営を進める。

(4) 介護予防支援事業

指定介護予防支援事業所において、要支援1・2と認定された方や基本チェックリストにより判断された事業対象者に対し、高齢者自身が地域における自立した生活が送れるよう支援する。

(5) 介護予防・日常生活支援総合事業

地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを旨とする。

(6) 業務継続計画(BCP)作成事業

大規模災害の発生や感染症の流行に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや、発生時の対応などをまとめた業務継続計画(BCP)の作成を進める。

16 障がい福祉サービス事業

(1) 居宅介護事業

指定居宅介護事業所において、障がいを有する利用者の心身の特性を踏まえて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、利用者宅において入浴、排せつ、食事等の介助、調理・洗濯・掃除等の家事援助、通

院等介助、同行援護、その他生活全般にわたる援助を行う。

(2) 地域生活支援事業

指定居宅介護事業所において、障がいをもつ利用者への移動支援を行う。

(3) 相談支援事業

指定相談支援事業所において、障がいをもつ利用者や介護保険認定を受けた利用者に対し、相談に応じ、助言や連絡調整の必要な支援を行うなどサービス利用計画の作成を行い、訪問介護事業所等へ利用者を依頼し、訪問介護事業所等の連携により利用者の自立支援等を行う。

17 配食サービス事業

計画的な配食サービスを行うことにより、高齢者等の健康と自立した生活の向上と安全・安否確認の徹底を図る。

18 手話奉仕員養成講座事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する機会をつくることで、意思疎通を図る事に支障がある聴覚しょうがい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域づくりを目指す。

<地域包括ケア体制の推進>

19 生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター事業)

生活支援コーディネーターを配置し、地域への生活支援サービスの開発・普及に向けた基盤整備を推進する。また、日常生活圏域ごとの協議体の取組みを推進する。

20 地域包括支援センター事業

地域包括支援センターに社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員を配置し、介護予防サービス等の提供を含めた保健・医療・福祉に関する相談・支援等に包括的かつ継続的に対応する。

21 認知症地域支援推進員事業

認知症地域支援推進員を置き、認知症に関する相談や支援、地域づくりを推進する。

<福祉センターの充実>

22 福祉センター管理運営事業

デイサービスセンター、相談室、ロビー、風呂、ふれあい交流室、会議室などの管理及び運営の充実を図る。

23 福祉センター機能充実事業

さまざまな世代が利用できる「憩いの場」としての機能、福祉に関する地域住民への情報を発信する機能を充実させる。また、講座イベントを通して、利用者同士のふれあい、交流を含め、楽しみづくりの機会を提供する。

○自主事業計画

<相談・貸付の充実>

24 心配ごと相談事業

心配ごと相談員及び弁護士による、住民が日常生活上のあらゆる相談を行うことのできる相談所を開設する。

25 資金の相談・貸付事業

(1) 生活福祉資金貸付事務受託事業

低所得者、障がい者、又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより生活の安定を図る。

(2) つなぎ資金貸付事業

生活保護世帯主、生活保護申請世帯主に対し生活維持にあたって緊急を要する等の事由により、必要とする資金の貸付(上限 20,000 円)を行う。

<組織・職員スキルの向上>

26 組織スキル向上事業

(1) 職員プロジェクト事業

社協事業の進捗確認や課題・問題点を検討するため、プロジェクトチームとして職員間で組織し、組織スキルの向上を図る。

(2) 資格取得支援事業

社協事業に必要とする、職員の資格取得を支援する。

(3) 人事考課制度事業

組織スキルの向上を図るため、職員の業務の遂行度、業績、能力を評価し、給料、賃金や昇任、昇格等の人事施策に反映させる仕組みを確立する。

(4) 労働時間管理制度事業

職員の健康管理等の観点から、職員の労働時間の状況を客観的かつ適切な方法で把握する仕組みを確立する。

(5) メンタルヘルス対策事業

職員の健康管理等の観点からストレスチェックを実施し、メンタルヘルス不調を未然に防止する取り組みを進める。

(6) 人事労務管理システム制度事業

職員の人事、労務管理の観点から、職員の情報、雇用状況、人事異動履歴等の状況をデータベースで把握する仕組みづくりを構築し、人事労務の情報管理業務の効率化を目指す。

(7) 中間管理職体制確立事業

職員数が90名を超した状況において組織体制の充実と組織力の強化を図るため、中間管理職の構築、育成体制の確立の取り組みを進める。

27 職員スキル向上事業

(1) 職員研修事業

職員スキルの向上を図るため、職員研修体制の構築を目指す。

(2) 研修会支援事業

研修を義務付けられている専門職に対する受講を支援する。

<事業運営の透明性等の向上>

28 事業運営透明性向上事業

(1) 文書管理システム確立事業

公文書の保存年限を明確にし、保存終了した公文書は適切に廃棄する仕組みを確立する。

(2) 情報開示制度導入事業

社協が保有する情報の開示の仕組みを構築し、公正で透明性のある運営を推進することにより、社協に対する住民の理解と信頼の確保を図るため、情報開示制度の導入を目指す。

(3) 自己評価・第三者評価制度事業

自らその提供するサービスの質の評価を行うこと、その他の措置を講ずることにより、良質かつ適切なサービスを提供するよう進める。

<法人運営事業>

29 法人運営事業

理事会、評議員会の開催、理事の一斉改選、評議員の改選、評議員選任・解任委員の選任、評議員選任・解任委員会の運営(評議員の選任解任の必要がある場合)、法人の事業認可等の手続き、届出(資産の変更登記)、財務諸表チェック体制の確立に取り組む。

30 法人化50周年記念式典事業

50周年記念式典を適切かつ円滑に遂行するため、計画的に予算との整合性を図りながら、事業の立案の準備を進める。

令和5年度実施細目事業

令和5年度 社会福祉法人那珂川市社会福祉協議会 実施事業計画
実施細目事業

○活動計画

I 住民参加の地域福祉及び地域包括ケア並びに包括的な支援体制
づくりの推進

1 地域福祉活動推進事業

(1) 福祉ネットワーク推進地区支援事業

ふれあいサロン、子育てサロンの支援や福祉委員長会を開催するとともに、各行政区の福祉活動に対する支援を行う。

イ、「はじめての福祉ネットワーク活動」説明会(年1回・随時)

新区長、新区役員、新サロン支援者等を対象に福祉ネットワーク活動の理解を深めるために説明会や出前講座を実施する。

ロ、サロン支援者研修会(年1回)

サロン活動の充実や拡大を図るために、各地区で行っているサロン活動で生かせる内容について研修を行う。

ハ、子育てサロン支援者研修会(年1回)

各地区で行っているサロン活動の情報交換を行うことで、サロン活動の充実や拡大を図る研修を行う。

ニ、ニコニコお助け隊モデル地区事業

ニコニコお助け隊の仕組みを広げていくことを目的に、行政区単位にモデル地区を指定し、立ち上げを支援していく。

ホ、福祉委員長会(年3回)

福祉委員長相互の連携を図り、地域福祉の増進を図るため、那珂川市福祉委員長会を設置する。

ヘ、福祉委員長研修会(年3回)

地域の中での福祉のアンテナ役として福祉委員長の役割や福祉をとりまく状況についての研修、情報交換を行っていく。

ト、新任福祉委員長研修会(年1回)

新福祉委員長を対象に社協会員制度や福祉ネットワーク活動の理解を深めるために研修会を実施する。

(2) 福祉出前講座事業

住民が集まる会合等に職員を講師として派遣し、地域福祉に関する学習やレクリエーション・健康体操などを行うことで、地域で支え合う地域づくりと健康づくりを行う。

イ、出張講座の実施

社協職員が講座のテーマ(福祉ネットワーク活動、孤立死、認知症、

日常生活自立支援事業、災害、大人向けの福祉体験、ニコニコお助けサービス、赤い羽根共同募金、社協会費）について講義等を行う。

ロ、講座の案内、PR等の配信

社協で行われる講座の案内、PRを配信する。

ハ、社協トウの巻の解説動画の配信

社協の事業内容や役割の周知を目的としたパンフレットの内容を解説し、動画配信を行う。

(3) 高齢者福祉事業

高齢者になっても住み慣れた地域で自分らしく生きがいを持って暮らしていけるように支援を行う。

イ、各行政区のサロン情報等の提供、緊急連絡シートの更新

民生委員の協力を得ながら、新たな一人暮らし高齢者を対象に地域活動の情報や緊急連絡シート等を配布する。

ロ、高齢者福祉団体事業活動への支援及び助成

(4) 児童福祉事業

子どもたちが、福祉教育サポーターの支援のもと、福祉を知るきっかけをつくることで、「思いやり」や「お互い様」の気持ちを知る機会をつくるため、福祉教育事業などを行う。

イ、福祉教育の充実

小・中学校の福祉教育（総合学習）支援の一環として福祉に関する学習を推進する。また、学校と地域の福祉ボランティア団体との連携を図る。

ロ、福祉教育サポーター養成講座(年1回)

福祉教育の知識や福祉教育のサポーターとして活躍するスキルを学び、市内小学校の福祉教育体験時に児童をサポートする。福祉教育サポーターの養成を行う。

ハ、福祉教育情報交換会(年1回)

市内の小・中学校福祉教育関係担当者等を対象に、福祉教育の取り組み状況・課題等の情報共有や意見交換を行う。

ニ、おもちゃの貸出

ホ、青少年福祉団体事業活動への支援及び助成

(5) 一人親家庭福祉事業

様々な事情で、一人親家庭が増加している。市内の一人親家庭福祉団体の活動支援を行う。

イ、一人親家庭福祉団体事業活動への支援及び助成

(6) 心身しょうがい児・者福祉事業

しょうがいがあることでの「暮らしにくさ」「生活のしづらさ」を知り、理解を深めることで、しょうがいがあっても住みやすい地域づくりを目指すため、たけのこクラブ、バンブーカフェ、精神保健福祉講座などを行う。

イ、たけのこクラブ(余暇事業)(年5回、夏4回、春1回)

市内に住んでいるしょうがいのある小学児童に対し、レクリエーショ

ンや学習・体験活動を通して、ボランティアと交流する機会を持つ。

□、ITUKOKO部（年2回、夏1回、冬1回）

たけのこクラブを卒業した市内に住んでいるしょうがいのある中学生に対し、レクリエーションや学習・体験活動を通して、ボランティアと交流する機会を持つ。

ハ、バンブーカフェ事業(月1回)

市内のしょうがいがある方を対象に、仕事終わりに気軽に集える場所を開放し、憩い・語り・つながりをもつことで、親睦を深めることを目的とする。

二、精神保健福祉講座(年1回・共催事業)

精神しょうがいに関する知識の普及と精神しょうがい者への理解を深め、しょうがいがあっても住みやすい地域づくりを目指す。

ホ、声の広報利用者の拡大

情報にアクセスしやすいよう、Youtube等を活用する。

へ、しょうがい児・者等関係団体事業活動への支援及び助成

(7) 在宅福祉事業

だれもが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける地域づくりのための支え合いの仕組みを構築するため、特約訪問・通所介護、緊急時等短期家事・介護サービス、にこにこお助けサービスなどを行う。

イ、特約訪問介護事業

介護保険や障がい福祉サービスを利用している方を対象に、制度外での生活援助や身体介護などの支援を提供するサービスを行う。

□、特約通所介護事業

介護保険や障がい福祉サービスを利用している方を対象に、制度外での通所介護などの支援を提供するサービスを行う。

ハ、緊急時等短期家事・介護サービス事業

制度上の支援を受けられない方を対象に、生活援助や身体介護などの支援を提供するサービスを行う。

二、にこにこお助けサービス事業

現行の公的制度では対応できない「ちょっとした困りごと」に対して、「お助け隊（登録サポーター）」と利用者をつないで解決する。

ホ、行政区版「ニコニコお助け隊」養成講座(随時)

現行の公的制度では対応できない「ちょっとした困りごと」を解決する「お助け隊（登録サポーター）」の養成の出前講座を行う。

へ、福祉機器(車いす等)貸出

(8) 福祉バス運行事業

福祉関係団体及び地域福祉活動に対する福祉バスを運行する。

(9) 地域づくり事業

地域の中の様々な福祉課題について「他人ごと」ではなく、「自分ごと」として考える機会をつくり、地域全体でお互い様といえる関係づくりが出来るように、地域福祉を考えるつどい、ボランティアフェスタ支援、人権フェス

タ共催及び在宅介護者支援事業を行う。

イ、地域福祉を考えるつどい事業(年1回)

地域生活で生じるさまざまな問題を「他人ごと」としてとらえるのではなく、「地域みんなの問題」としてとらえるきっかけをつくることを目的とする。

ロ、ボランティアフェスタ支援事業(年1回)

地域福祉の推進の一環として、地域の中にボランティア団体の活動を知ってもらい、参加してもらうためのきっかけづくりとなるための支援を行う。

ハ、人権フェスタ共催事業(年1回)

人権フェスタに積極的に参加し、人権問題は私たち一人ひとりの問題であることを認識し、人と人との交流を進め、人権を大切にすまちづくりを進めていく。

二、#家族介護(年2回)

市内で介護をしている介護者が悩み等を分かち合える場を企業やボランティアの協力を得ながらつくる。また、在宅介護者の会「風車」の支援を行う。

2 地域包括ケア体制事業(生活支援体制整備事業)

住み慣れた地域で生きがいを持った暮らしのできる地域づくりを目指す。

3 包括的支援体制事業

全世代型・包括的な支援の仕組みをつくるとともに、地域の福祉ニーズに合わせた講座の企画・運営、福祉活動の支援者等の育成に取り組むために、生活圏域を担当する地域福祉コーディネーターの配置を行う。

- ・地域福祉コーディネーターを配置するため、職員の資質向上に努める。

II 地域福祉活動の充実・拡大のための財源確保

4 地域福祉活動財源確保事業

(1) 社協会員制度推進事業

住民の会費により、地域福祉の推進に必要な地域活動を支援するため、広報啓発推進、会費運営推進及び組織体制充実事業に取り組む。

- ・広報啓発
- ・会費運営の推進
- ・組織体制の充実

(2) 共同募金運動推進事業

共同募金により、高齢者、しょうがい者、子どもたちなどへの地域の福祉活動や福祉団体などを支援するため、募金運営推進、広報・啓発推進及び組織体制充実事業に取り組む。

- ・戸別募金、街頭募金、企業募金、カード等募金の充実
- ・共同募金自販機の設置推進
- ・運動資材グッズの販売強化
- ・災害時の義援金募集

(3) 共同募金運動活性化事業

共同募金運動の充実のため、募金活動の活性化に取り組むため、寄附つき商品開発及びイベント開催事業を行う。

- ・市内の事業所、企業に寄附付き商品開発及びイベント主催者に募金箱設置の働きかけを行う。

(4) 歳末たすけあい運動推進事業

共同募金運動の一環として、地域生活課題に対応するとともに、だれもが安心して年末の時期を過ごすことができる財源となる年末たすけあい運動(12月1日から12月31日)の取り組みを検討するために調査、研究を進める。

- ・街頭募金、学校募金等の調査、研究
- ・広報・啓発の推進

Ⅲ 災害時の連携・協力体制づくり

5 福祉避難所事業

災害発生時、いかなる場合でも福祉避難所を開設できるように、職員の研修及び避難所に必要な資材等を市と協議して準備を進めるため、福祉避難所設置準備及び運営事業などを行う。

- ・福祉避難所の運営については、市の災害対策本部からの要請により開設し、市と連携して取り組む。

6 災害ボランティアセンター事業

災害発生後、市の災害対策本部から、いかなる場合に災害ボランティアセンターの設置の要請があっても、同センターが設置できるように、職員の研修及び同センターに必要な手配や資材等を市や県社協と協議して準備を進めるため、同センター設置準備及び運営事業などを行う。

- ・災害ボランティアセンター設置訓練(年1回)
- ・筑紫5市災害ボランティアセンター設置運営訓練(年1回)
- ・災害ボランティアセンターの設置マニュアルの見直し

Ⅳ 地域における公益的取り組みに向けての協働・展開の推進

7 生活困難者に対する相談支援事業

(1) ふくおかライフレスキュー事業

生計困難者に対する相談支援事業を行うため、福岡県社会福祉協議会等が主管する「ふくおかライフレスキュー事業」に参画し、那珂川社会福祉法人協議会、市等と連携する。

- ・「ふくおかライフレスキュー事業」に参画するため、福岡県社協主催の「ライフレスキュー養成講座」を受講する。

(2) 法人協議会支援事業

市内の社会福祉法人が相互に情報交換を行い、幅広く地域の福祉ニーズや福祉課題を受けとめ、連携・協働しながら社会貢献事業の取り組みを考える場をつくる。

- ・法人相互の情報交換
 - ・各法人等の社会貢献事業の実施状況の把握及び周知・広報
 - ・その他協議会の目的を達成するために必要な事業
- (3) アウトリーチ事業
- 地域に出向いていくことで、公的制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組む。
- ・ネットワークや個別支援の実践を基盤に地域に出向いていくことを推進する。

V 権利擁護事業の充実

8 よろず相談事業

地域住民が気軽に相談できるよろず相談員を配置し、相談窓口の充実を目指すため、よろず相談運営事業などを行う。

- ・よろず相談員の配置

9 福祉サービス利用援助事業

(1) 日常生活自立支援事業

認知症、知的しょうがい、精神しょうがいなどで、判断能力が十分でない方に対し、福祉サービスの利用、日常的金銭管理を援助し、あわせて、事業を支える生活支援員の養成を行う。

イ、市民生活支援員養成講座(年1回)

生活支援員を市民等の中から養成し、より身近な地域で支えられる体制の構築を目指す。

ロ、市民生活支援員の配置

(2) 成年後見制度啓発事業

住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らしていくために、認知症、精神しょうがい、知的しょうがいなどで、判断能力が十分でない方も自分自身の暮らし方を自分で当たり前のように決めていける地域づくりを目指す。

イ、成年後見制度啓発の講演会(年2回)

成年後見制度について、地域住民に広く啓発を行い、自分らしい生活をいつまでも過ごせるように、自分自身の権利擁護について考えるきっかけづくりを行う。

ロ、成年後見に関する相談会

認知症やしょうがい等があっても自分らしい暮らしを住み慣れた地域ですごしていくために、自分自身の権利を守る成年後見制度について理解し、日ごろの生活を通した不安や悩みを専門職に相談できる機会をつくるために実施する。

(3) 成年後見制度促進体制構築事業

イ、地域の関係機関が相互に連携できる体制づくりを進める。

ロ、法人後見受任に向けた体制づくりを進める。

VI 情報発信の充実

10 広報・啓発活動事業

(1) 社協だより発行事業

住民にわかりやすく、見やすく、手に取っても読んでもらえるように社協だよりの充実を図る。

- ・社協事業の周知
- ・広告料の募集
- ・社協で組織した編集委員会の充実

(2) ホームページ・SNS 更新事業

社協事業をより早く、広く、多くの人に PR していく。

- ・ホームページの更新
- ・Twitter、Instagram の更新
- ・Youtube チャンネルの配信

(3) 調査・研究活動事業

住民の福祉ニーズを把握し、また、解決するためにはどんな方法や手段があるかを検討する。

イ、住民福祉ニーズ把握(年1回)

赤い羽根共同募金配分団体への活動ヒアリングを行い、相互に連携を深め、地域課題解決に向けた取り組みを行う。

(4) パンフレット作成事業

社会福祉協議会の事業内容や役割の周知を目的としたパンフレットを作成する。

イ、社協トラの巻の配布活用

職員が「社協トラの巻」を会議や講座等で配布し、一般住民に社協の役割や事業内容を周知する。

VII 健康づくりと介護予防

11 一般介護予防事業

高齢者を対象に、介護予防教室を通じて健康づくり、仲間づくり及び生きがいづくりを促進するため、いきいきリフレッシュ教室事業などを行う。

イ、いきいきリフレッシュ教室事業(8か所)

12 介護予防健康づくり事業

介護予防につながる笑って健康づくり事業を行う。

イ、笑って健康づくり(年21回)

VIII ボランティア活動

13 ボランティアの育成と活動推進事業

ボランティア情報等の発信支援、ボランティア育成とスキルアップ支援、活発なボランティア活動を行うための団体支援などを行う。

- ボランティア情報等の発信支援
- ボランティア育成とスキルアップ支援
- ボランティア活動支援
- 活発なボランティア活動を行うための団体支援

14 ボランティア支援センターの共同運営事業

地域及びボランティア団体等と協力して、福祉ニーズを把握し、地域の福祉課題を明らかにし、住民とともに福祉課題の解決に向けて地域福祉活動を推進する。

- 市、NPO、社協の3者でボランティアが活動しやすいボランティア支援センター運営を行う。

○法・委託事業計画

I 在宅福祉サービス等の充実

15 介護保険事業

(1) 訪問介護事業

指定訪問介護事業所において、要介護者の心身の特性を踏まえて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、利用者宅において入浴、排せつ、食事等の介助、調理・洗濯・掃除等の家事援助、外出介助、その他生活全般にわたる援助を行う。

イ、身体介護事業

起床・就寝介助、入浴介助、排せつ介助、食事介助、服薬介助、買い物や通院同行・介助、共に行う家事等を行う。

ロ、生活援助事業

掃除、洗濯、調理、買い物等を行う。

(2) 通所介護事業

指定通所介護事業所において、利用者に対し、通所介護計画に基づき通所介護サービスを提供することにより、その利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するとともに、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

イ、通所介護サービス事業

指定通所介護事業所において、利用者に対し、送迎、食事、整容、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練、個別機能訓練、健康状態の確認を行うとともに、生活における問題点の確認を行う。また、生活における問題に対する相談や助言、解決に向けた対策の提案を多職種と連携し、住み慣れた地域での生活が継続できるように支援する。

ロ、設備整備事業

指定通所介護事業所の運営において、設備や備品等が老朽化しており、利用者の安全や利便性等の向上を図るため、定期的な点検や検査、計画的な整備を行う。

(3) 居宅介護支援事業

指定居宅介護支援事業所において、介護保険認定を受けた利用者への専従介護支援専門員が利用者の自立支援のため、より充実したケアプランの作成に努め、利用者の希望や自己負担及び介護給付の上限を踏まえてサービス計画の調整を行い、特定事業所加算Ⅱ算定事業所としての機能、運営を進める。

イ、介護相談事業

利用者から電話又は面談により相談を受け、健康状態や生活状況を利用者や家族から聞き取り、確認の上、介護保険の要介護認定の申請代行手続きを行う。

ロ、介護プラン作成事務

利用者や家族の生活状況等を聞き、利用者にとって介護サービス計画を作成や、福祉制度の活用、サービスの導入や連絡調整、モニタリング、給付管理業務を行う。

ハ、委託介護予防プラン作成事業

地域包括支援センターから委託を受け、要支援1、要支援2の利用者の介護予防プランを作成し、介護予防サービスの提供の確保、介護予防サービス事業者等の連絡調整を行う。

ニ、実習生受入事業

特定事業所加算の指定を受けているため、介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等の研修する実習生の受け入れを行う。

ホ、介護支援専門員の資質向上

地域の外部研修等に参加して、知識を深めるとともに、情報収集に努めていく。

(4) 介護予防支援事業

指定介護予防支援事業所において、要支援1・2と認定された方や基本チェックリストにより判断された事業対象者に対し、高齢者自身が地域における自立した生活を送れるよう支援する。

イ、予防プラン作成事業

要支援1・2と認定された方や基本チェックリストにより判断された事業対象者に対し、本人の心身の状況や生活環境、本人や家族の希望に沿って、介護予防サービス・支援計画を作成し、モニタリング、評価、再アセスメント等を実施する。

ロ、サービスの連絡・調整及び医療機関や地域との連携事業

ケアプランに位置付けたサービス事業所や、施設などとの連絡・調整及び医療機関や地域との連携を行う。

(5) 介護予防・日常生活支援総合事業

地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充

実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを旨とする。

イ、訪問型サービス事業

指定訪問介護事業所において、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、利用者宅において入浴、排せつ、食事等の介助、調理、洗濯、清掃等の生活援助、外出援助、その他生活全般にわたる援助を行う。

ロ、通所型サービス事業

指定通所介護事業所において、利用者に対し、通所介護計画に基づき通所介護サービスを提供することにより、その利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができよう支援するとともに、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

利用者に対し、送迎、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援、生活機能訓練、運動器機能向上訓練、健康状態の確認を行うとともに、生活における問題点の確認を行う。

また、生活における問題に対する相談や助言、解決に向けた対策の提案を多職種と連携し実施する。

(6) 業務継続計画(BCP)作成事業

各介護事業所において、大規模災害の発生や感染症の流行に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや、発生時の対応などをまとめた業務継続計画(BCP)の作成を進める。

16 障がい福祉サービス事業

(1) 居宅介護事業

指定居宅介護事業所において、障がいを有する利用者の心身の特性を踏まえて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、利用者宅において入浴、排せつ、食事等の介助、調理・洗濯・掃除等の家事援助、通院等介助、同行援護、その他生活全般にわたる援助を行う。

イ、障がいを有する利用者への身体及び家事支援事業

- ・起床・就寝介助、入浴介助、排せつ介助、食事介助、服薬介助、買い物や通院同行・介助、共に行う家事等の身体介護
- ・清掃、洗濯、調理、買い物等の家事援助
- ・通院同行や通院介助

ロ、視覚障がいを有する利用者への同行援護事業

- ・視覚障がい者・児の買い物、通院、散歩等の外出支援

(2) 地域生活支援事業

指定居宅介護事業所において、障がいを有する利用者への移動支援を行う。
・障がいを有する利用者の手続き、通院、余暇活動等の外出支援を行う。

(3) 相談支援事業

指定相談支援事業所において、障がいを有する利用者や介護保険認定を受けた利用者に対し、相談に応じ、助言や連絡調整の必要な支援を行うなどサービス利用計画の作成を行い、訪問介護事業所等へ利用者を依頼し、訪問介

護事業所等の連携により利用者の自立支援等を行う。

イ、相談・支援事業

利用者や家族から相談を受け、健康状態や生活状況を聞き取り、利用者が自立した生活営むことができるよう支援する。

ロ、プラン作成事業

しょうがい者・児に対し、本人の心身状態をアセスメントし、課題を整理し、本人の意向をくみ取りながら、利用者にあった障害福祉サービス・支援計画を作成し、モニタリング、評価、再アセスメント等を実施する。

17 配食サービス事業

計画的な配食サービスを行うことにより、高齢者等の健康と自立した生活の向上と安全・安否確認の徹底を図る。

- ・新規利用者の調査
- ・利用者に対する安全・安否確認の徹底
- ・事業啓発・広報活動の充実

18 手話奉仕員養成講座事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する機会をつくることで、意思疎通を図る事に支障がある聴覚しょうがい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域づくりを目指す。

- ・手話奉仕員養成講座は、入門編、基礎編の2年間構成とし、今年度は入門編を実施する。
- ・手話奉仕員養成講座修了生を対象にしたフォローアップ交流会を実施する。

II 地域包括ケア体制の推進

19 生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター事業)

生活支援コーディネーターを配置し、地域への生活支援サービスの開発・普及に向けた基盤整備を推進する。また、日常生活圏域ごとの協議体の取組みを推進する。

- ・第1層協議体の運営
- ・第2層協議体の運営
- ・協力員設置
- ・資源の見える化、地域の宝物資源整理、企業向け冊子の更新準備
- ・企業ネットワークの運営
- ・地域包括支援センターとの連携
- ・地域の宝物発表会

20 地域包括支援センター事業

第1地域包括支援センター事業計画に基づき、保健医療の向上及び福祉増進を包括的に支援することに努め、地域づくり、地域のネットワーク構築を進める。

イ、介護予防ケアマネジメント業務

支援が必要な高齢者に対し、高齢者自身が地域における自立した日常

生活を送れるよう支援する。いきいきリフレッシュ教室受講生およびCプラン対象者に対し、いきいき担当職員と連携し支援していく。

ロ、総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、様々な相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、必要に応じて業務を継続していく。

ハ、権利擁護業務

認知症等により判断力が低下した高齢者や虐待・権利侵害を受けている高齢者等に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を専門的に行う。

二、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、様々な職種と協働するとともに、地域の関係機関との連携を図る。

ホ、医療と介護の連携推進

医療・介護の連携を図るために顔の見える関係づくりを行う。

ヘ、地域ケア会議の開催

個別ケースの支援内容の検討を通して、介護支援専門員のスキルアップを図り、地域課題の把握を行う。

ト、高齢者実態把握

高齢者及び地域の状況を把握する。

チ、地域介護予防活動支援

地域住民に対して介護予防に資する知識、活動の普及啓発に努める。

① 保健Cと連携し地域において継続した介護予防が行えるよう支援する（低栄養改善事業 アウトリーチ支援事業 重症化予防事業 服薬訪問指導事業 地域フレイル予防事業 後期高齢者低栄養改善事業 地域リハビリテーション活動支援事業<PT 訪問>保健C 出前講座）

② 地域活動への参加（サロン、シニアクラブ、その他）

ツ、生活支援体制整備事業との連携・情報共有

- ・生活支援コーディネーターが担う地域の資源把握、分析等の取り組みへの協力を行う。
- ・介護予防・生活支援サービス創出に向けた情報共有や活動への協力を行う。
- ・地域ケア会議における地域課題について、生活支援コーディネーターと共有する。

21 認知症地域支援推進員事業

認知症地域支援推進員を置き、認知症に関する相談や支援、地域づくりを推進する。

イ、当事者及び家族への支援

- ・包括内の総合相談業務や地域介護予防活動等で認知症高齢者の早期発見・早期対応ができるようにする。

- ・認知症初期集中支援チームを第1包括に設置するよう検討する。
(包括内会議や推進員定例会 認知症初期集中支援チームで支援内容を検討し、よりよい支援ができる体制を整備する。)
 - ・認知症カフェを増し(包括主催から企業主体 住民主体のカフェの造設)地域の認知症への正しい理解を深め、偏見を減らし、認知症高齢者の受け入れがよくなるようにする。
 - ・高齢者暮らしの相談会を開催する。
マックスバリュ、ゆめ畑、JA、協議体の移動販売先での相談会を実施する。
- ロ、地域の体制づくり
- ・地域での声かけ訓練や認知症サポーター養成講座を継続して行う。
 - ・生活支援コーディネーターや他自治体等との情報共有を図り、地域での継続可能な体制を構築する。
 - ・キャラバン・メイト及び認知症サポーターや支援者が活動できるよう、連絡会等で情報共有し、活動内容や活動の場を増やす。
 - ・キャラバン・メイトの研修会を開催する。
 - ・小中学校において認知症サポーター養成講座を開催する。また、児童生徒が実施後もつながりが持てるように努める。
- ハ、関係機関との連携
- ・市内の医師やかかりつけ医、認知症サポーター医及び認知症専門医と連携し、早期診断・早期に向けた医療との連携・協力体制を整備する
 - ・保健Cと連携し介護予防(認知症予防)の講演会を開催する。
 - ・認知症高齢者やその家族のための安心手帳であるケアパスの内容の充実に取り組み、活用する。
 - ・シルバーお助け110番ステッカーを活用して市内事務所や店舗棟との連携・協力体制を整備する。

II 福祉センターの充実

22 福祉センター管理運営事業

デイサービスセンター、相談室、ロビー、風呂、ふれあい交流室、会議室などの管理及び運営の充実を図る。

イ、施設設備の点検及び維持管理

業者による定期点検報告の確認及び館内設備のメンテナンス等

ロ、施設使用・貸与に係る円滑な受付業務

館内設備利用(お風呂、会議室等)における利用申請手続き

23 福祉センター機能充実事業

さまざまな世代が利用できる「憩いの場」としての機能、福祉に関する地域住民への情報を発信する機能を充実させる。また、講座イベントを通して、利用者同士のふれあい、交流を深め、楽しみづくりの機会を提供する。

イ、地域福祉活動情報発信事業

サロン情報の発信、福祉情報の集約を行う。

ロ、地域福祉活動・地域住民交流拠点づくり事業

- ・ボランティア等の協力を得ながら、おしゃべり広場の定期開催を行う。(月1回)
- ・夏休みこどもイベントの実施(年1回)
- ・家族の絵プロジェクトの実施(年1回)
- ・季節にあわせた館内の雰囲気づくり(七夕会、節分)

ハ、福祉センター広報・啓発事業

社協だより、市広報、市内関係施設でのポスターの掲示を行う。また、福祉センターのリーフレットを作成し、地域住民に配布する。

ニ、福祉センター周辺、館内環境整備事業

花壇の整備、見やすい掲示板の設置を行う。

○自主事業計画

I 相談・貸付の充実

24 心配ごと相談事業

心配ごと相談員及び弁護士による、住民が日常生活上のあらゆる相談を行うことのできる相談所を開設する。

- ・心配ごと相談(毎月第1～4水曜日 13時から15時)
- ・弁護士相談(毎月第1～3水曜日 13時から15時)

25 資金の相談・貸付事業

(1) 生活福祉資金貸付事務受託事業

低所得者、障がい者、又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより生活の安定を図る。

イ、生活福祉資金貸付事業

緊急小口資金、総合支援資金、教育支援資金、福祉資金の申込受付及び償還事務を行う。

ロ、生活福祉資金特例貸付事業

新型コロナウイルス感染症の影響による困窮世帯に対する貸付及び償還事務(緊急小口資金、総合支援資金)を行う。

(2) つなぎ資金貸付事業

生活保護世帯主、生活保護申請世帯主に対し生活維持にあたって緊急を要する等の事由により、必要とする資金の貸付(上限20,000円)を行う。

- ・償還額は原則月5,000円とする。ただし、困難な理由があれば変更できる。

II 組織・職員スキルの向上

26 組織スキル向上事業

(1) 職員プロジェクト事業

社協事業の進捗確認や課題・問題点を検討するため、プロジェクトチームとして職員間で組織し、組織スキルの向上を図る。

- ・介護保険事業運営検討プロジェクト会議（必要に応じて）
- ・災害対策検討プロジェクト会議（必要に応じて）
- ・その他目的を達成するために必要な会議

(2) 資格取得支援事業

職員が、社協事業に必要とする資格取得を支援する。

イ、資格取得支援運営事業

社協事業において必要となる高度な専門職などの資格を取得するための費用等を支援する。

(3) 人事考課制度事業

組織スキルの向上を図るため、職員の業務の遂行度、業績、能力を評価し、給料、賃金や昇任、昇格等の人事施策に反映させる仕組みを確立する。

イ、人事考課制度運営事業

人事考課制度の実施にあたり、「介護職員キャリアパス」の考えである、将来の経営展望に見合った人材を体系的に示し、戦略を確保する。

また、職員個人に対しては、明確な目標を与え、公正な考課を行うことにより、人材の活性化を図り、目標達成管理、能力開発、人材育成、教育研修、能力業績主義賃金などを総合的に盛り込み、自己の能力を伸ばしながら業績に貢献することができる仕組みを取り入れる。

(4) 労働時間管理制度事業

職員の健康管理等の観点から、職員の労働時間の状況を客観的かつ適切な方法で把握する仕組みを確立する。

イ、労働時間管理運営事業

「勤怠管理クラウド」システムにより、職員の労働時間の状況把握の仕組みづくりを強化する。

(5) メンタルヘルス対策事業

職員の健康管理等の観点からストレスチェックを実施し、メンタルヘルス不調を未然に防止する取り組みを進める。

イ、メンタルヘルス対策運営事業

健康診断等の方法により、職員のストレスの状況を客観的かつ適正に把握するため、メンタルヘルス対策事業を進める。

(6) 人事労務管理システム制度事業

職員の人事、労務管理の観点から、職員の情報、雇用状況、人事異動履歴等の状況をデータベースで把握する仕組みづくりを構築し、人事労務の情報管理業務の効率化を目指す。

イ、人事労務管理システム運営事業

職員の人事・労務に関する情報をシステムにより管理し、職員の労働状況把握の仕組みづくりを進める。

(7) 中間管理職体制確立事業

職員数が90名を超した状況において組織体制の充実と組織力の強化を

図るため、中間管理職の構築、育成体制の確立に取り組む。

イ、中間管理職体制導入事業

中間管理職体制の確立を図るため、中間管理職の構築、育成体制の導入に取り組む。

27 職員スキル向上事業

(1) 職員研修事業

職員スキルの向上を図るため、職員研修体制の構築を目指す。

- 行政、福岡県社協、専門機関・団体等の主催による職員の資質向上研修や専門職の実務研修に参加する。
- 職員及び係長の監督者としての資質向上・接遇研修等を行う。
- 職員の人権意識の向上を図るため、人権研修等を行う。

(2) 研修会支援事業

研修を義務付けられている専門職に対する受講を支援する。

- 行政、福岡県社協による専門研修の受講を支援する。
- 専門機関・団体等の主催による専門職の基礎・更新研修の受講を支援する。

Ⅲ 事業運営の透明性等の向上

28 事業運営透明性向上事業

(1) 文書管理システム確立事業

公文書の保存年限を明確にし、保存終了した公文書は適切に廃棄する仕組みを確立する。

- 文書管理のシステムを図る。

(2) 情報開示制度導入事業

社協が保有する情報の開示の仕組みを構築し、公正で透明性のある運営を推進することにより、社協に対する住民の理解と信頼の確保を図るため、情報開示制度の導入を目指す。

- 文書管理システムと整合性を図り、公文書の処理過程の段階で開示・非開示等を明示する。

(3) 自己評価・第三者評価制度事業

自らその提供するサービスの質の評価を行うこと、その他の措置を講ずることにより、良質かつ適切なサービスを提供するよう進める。

- 自己評価・第三者評価制度を円滑かつ適正に導入するために調査研究を進める。

Ⅳ 法人運営事業

29 法人運営事業

理事会、評議員会の開催、理事の一斉改選、評議員の改選、評議員選任・解任委員の選任、評議員選任・解任委員会の運営(評議員の選任解任の必要がある場合)、法人の事業認可等の手続き、届出(資産の変更登記)、財務諸表手

エック体制の確立に取り組む。

イ、理事会の開催

年5回(5月、6月、9月、12月、3月)

ロ、評議員会の開催

年3回(6月、12月、3月)

ハ、評議員選任・解任委員会の開催

ニ、共同募金理事会の開催

年2回(5月、3月)

ホ、共同募金合同会議の開催

年1回(9月)

30 法人化50周年記念式典事業

50周年記念式典を適切かつ円滑に遂行するため、計画的に予算との整合性を図りながら、事業の立案の準備を進める。

